



自転車安全利用5則

自転車の
基本的な
通行ルール

自転車は道路交通法で車両とみなされます。違反すると法律により罰せられることがあります。

1

車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

反則金

通行区分違反……………6,000円
歩道徐行等義務違反…3,000円

【歩道が通行できる場合】

- ①道路標識や道路標示で指定された場合
- ②運転者が13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者の場合
- ③車道または交通の状況からみてやむを得ない場合(道路工事や連続した駐車車両がある場合や、著しく自動車などの交通量が多い場合など)

※いずれの場合でも、警察官等が歩行者の安全を確保するため歩道を通ってはいけないと指示した場合は、速やかに指示に従ってください。



2

交差点では信号と 一時停止を 守って、 安全確認

反則金

信号無視……6,000円
一時不停止…5,000円



3

夜間はライトを点灯

反則金

無灯火
5,000円



4

飲酒運転は禁止

刑事
手続

(酒気帯び運転の場合)
3年以下の拘禁刑又は
50万円以下の罰金
(酒酔い運転の場合)
5年以下の拘禁刑又は
100万円以下の罰金



5

ヘルメットを着用

- ・すべての自転車利用者はヘルメットをかぶるよう努めなければなりません。
- ・児童又は幼児を自転車に乗車させる時は、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。



携帯電話やヘッドホンを使用
しての運転、傘さし運転等
も禁止されています。

反則金



12,000円

反則金



5,000円

反則金



5,000円